下記の業務について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和８年１０月５日

太田市長　穂積　昌信

１　業務名

太田市子育て世帯ベーシックサービス（パパママリフレッシュ）事業

２　履行場所

九合行政センター別館

３　業務概要

プロポーザル実施要領のとおり

４　履行期間

プロポーザル実施要領のとおり

５　提案上限額

プロポーザル実施要領のとおり

６　応募条件

（１）応募者

応募者は次のとおりとする。

①応募者は、本業務を行う能力を有する企業とする。

②応募者は、本プロポーザルに必要な諸手続きを行うほか、契約に係る優先交渉権者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。

（２）応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。

①令和８年１０月５日時点において、本プロポーザルで提案予定の業務と同種の業務の運営又は受託実績が１年以上ある者。

②地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

③太田市入札参加資格者名簿「物品・役務」に登録されている者。令和８年度以降も太田市入札参加資格を有する者。

④本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。

⑤会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民

事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑥法人税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

⑦児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５８条に基づく認可の取消又は同法第５９条第５項に基づく命令を受けたことがないこと。

⑧無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条及び第８条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

7　プロポーザル参加申込みの手続き等

プロポーザル実施要領のとおり

8　契約保証金

契約保証金は、太田市契約規則（平成１７年太田市規則第７５号）に定めるところによる。

9　支払い条件

太田市財務規則（平成太田市１７年規則第７３号）及び太田市契約規則による。

10 その他

（１）本プロポーザルに参加するために必要な資格の無い者のした提案又は本プロポーザルに関する条件に違反した提案は、無効とする。

（２）提出書類の金額、印影若しくは重要な文字の誤脱、識別しがたい提案又は金額を訂正した書類を提出したときは、無効とする。

（３）応募者が契約までに本プロポーザルの条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

（４）談合情報があったときは、太田市談合情報対応マニュアルに基づき対応する。その際、審査を中止するか、又は審査に参加できる者の数を減ずる場合がある。

（５）本公告のほか、関係法令及びプロポーザル実施要領により行う。